

■町民一人にいくら使われているかを計算してみると…。

**町民一人に使われる合計額は、28万8,493円**  
 (町民一人当たりの町税納入額は、14万7,819円)

福祉・医療のために(民生費)	7万8,860円	学校や生涯学習のために(教育費)	2万3,649円
行政運営のために(総務費)	4万1,961円	観光振興や商業のために(観光商工費)	1万741円
借入金返済のために(公債費)	3万5,333円	議会運営のために(議会費)	5,014円
救命・消防や防災のために(消防費)	2万9,724円	農林水産業の振興のために(農林水産業費)	4,820円
ごみ処理や病気予防のために(衛生費)	2万8,164円	いざというときのために(災害復旧費・予備費)	2,389円
道路や公園整備のために(土木費)	2万7,838円	合 計	28万8,493円

平成22年3月1日現在の人口27,713人で計算しています。

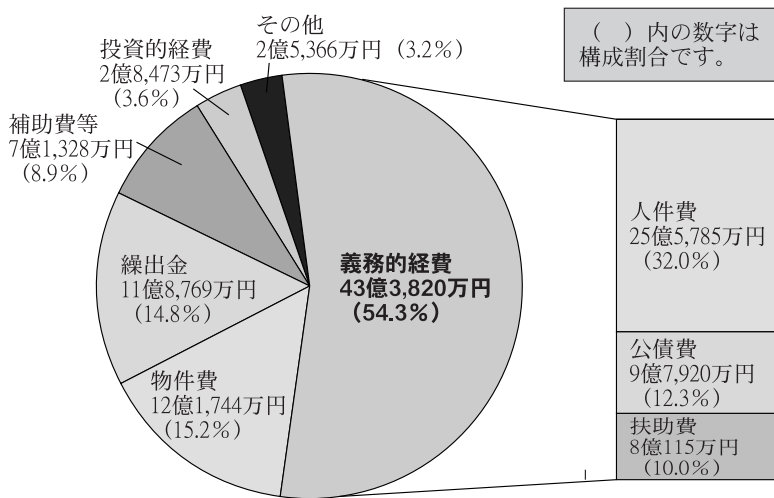
■一般会計歳出の性質別構成

歳出を性質別にみると、義務的経費では、地域手当の廃止や償還満了により人件費と公債費が減少しているものの、子ども手当や障害者自立支援法関連事業などの扶助費が増加しており、全体では3.5%増となっています。

投資的経費である普通建設事業費については、前

年度比で100.2%増となっています。これは第4分団(城堀地区)の消防ポンプ自動車更新、防災行政無線のデジタル化などの費用が増えたことが大きな要因です。

また、物件費は、雇用対策関連事業費などの委託料の伸びにより、前年度より約8,000万円(7.0%)増えています。



**用語解説**

**義務的経費**：支出が義務付けられ、任意に削減できない経費

**人件費**：職員の給与、議員の報酬など

**扶助費**：児童福祉法などに基づく福祉的経費

**公債費**：町債(町の借入金)の元金や利子の償還経費

**投資的経費**：道路工事、建物などの建設事業費や用地取得費

**繰出金**：一般会計から他の会計へ支出される経費

**物件費**：旅費、消耗品費、委託料などの消費的経費

**補助費等**：団体への負担金、補助金など

■「湯河原家」の家計簿

予算をより身近に感じていただくために、一般会計当初予算を、年収450万円の一般家庭に例えてみました。



◆ 収 入 ◆		◆ 支 出 ◆	
給料(町税)	231万円	食費(人件費)	144万円
パート収入(使用料など)	38万円	医療費、子どもの教育費(扶助費)	45万円
親からの援助(国・県からの補助金、交付金など)	137万円	ローン返済(公債費)	55万円
貯金の取り崩し(繰入金、繰越金)	17万円	光熱水費、日用品など(物件費)	69万円
銀行からのローン(町債)	27万円	家の増改築や修理代(普通建設事業費、維持補修費)	19万円
		子どもへの仕送り(他会計への繰出金)	67万円
		おこづかい、保険代など(補助費等)	40万円
		貯金など(積立金、貸付金、予備費など)	11万円
<b>合計</b>	<b>450万円</b>	<b>合計</b>	<b>450万円</b>